

あなたのお墓のこと、 考えてみませんか？

沖縄に住む私たちにとって、ご先祖様のお墓は、とても身近な存在です。お墓はそれだけ、ご先祖様との結びつきが感じられる大切な場所ですが、そのお墓に関して、いろいろな問題も起きています。この機会にご自身のお墓のこと、将来、自分自身がお墓を受け継ぐ場合や、お子さんに受け継いでもらう場合にどうするかなど、皆さんで考えてみませんか？



県内における墓地の現状と課題

墓地、埋葬等に関する法律では、お墓の経営については、市町村、それができない場合でも宗教法人等が経営することが原則とされています。

しかし、沖縄のお墓は、門中墓など、戦前から独特の形態があり、個人でのお墓の設置が認められてきた経緯があります。

中には、許可なく勝手にお墓を建てる人もいて、それによって、まちの景観を悪化させたり、近隣住民とのトラブルに発展したりと、いろいろな問題を引き起こしています。



墓地等許可の権限委譲及び申請窓口

現在、県ではお墓の許可等の権限を全市町村に移しています。

新たなお墓の設置や移動、墓じまいなど、いずれの場合も市町村長の許可を受けることが必要です。

お墓に関する困り事や、わからないことなど、詳しくはお墓のある市町村までお問い合わせください。



県民の皆さまへのお願い

自分たちの土地や、敷地の中にお墓を建てるのにも許可が必要です。

お墓を新しく建てる際や、移転する際には、設置する市町村長の許可を事前に受ける様にしてください。

また、これから全国的に、少子高齢化や人口減少がますます進むといわれています。

故人と縁のある人がいなくなり、その墓地を受け継ぐ人がいなくなってそのまま残っている無縁墓が増えています。墓地の跡継ぎが県外に住んでいて管理をする人が誰もいないといったことも実際に起きていて、こうした問題は今後も増えていくといわれています。

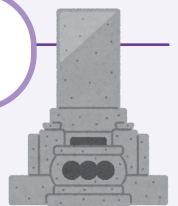
中には、「お墓を継ぐ人がいない」「お墓のことで家族に負担をかけたくない」という理由から、「墓じまい」をする方もいます。

また、墓じまいをして管理も引き受けてくれる公営墓地や、宗教法人等が営む霊園にお骨を移すのも1つの方法です。

1つの大きなお墓に複数の焼骨を埋蔵する合葬式墓地や短期的に焼骨を収蔵する納骨堂があるなど、自治体が永年管理する形態の墓地もあります。

皆さん一人一人の意識を変えることが必要不可欠です。沖縄の未来のためにお墓について考えていきましょう！

墓地を新設、
移転する時には事前に
市町村長の許可が必要!!



問い合わせ

衛生薬務課 電話：098-866-2055 FAX：098-866-2723



はたちの献血キャンペーン

献血バス運行スケジュール▶

